

# **F I T（固定価格買取制度）における パーム油の取り扱いについて**

問い合わせ先：

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 バイオマス班

TEL（課直通）：03-3501-4031

# FIT (固定価格買取制度) における2018年度以降の調達価格と調達期間

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
事業用太陽光 (10kW以上)	40円	36円	32円	29円 27円 ※1	24円	入札制移行 (2,000kW以上)				
				※1 7/1~ (利潤配慮期間終了後)		21円 (10kW以上2,000kW未満)	18円 (10kW以上2,000kW未満)			
住宅用太陽光 (10kW未満)	42円	38円	37円	33円 35円 ※2	31円 33円 ※2	28円 30円 ※2	26円 28円 ※2	24円 26円 ※2		
				※2 出力制御対応機器設置義務あり						
風力	22円(20kW以上)					21円 (20kW以上) ※4	20円	19円	18円	
	55円(20kW未満)									
	36円 (洋上風力)						36円 (着床式) ※5	36円 (浮体式)	36円 (浮体式)	
地熱	26円(15000kW以上)								26円	
	40円(15000kW未満)								40円	
水力	24円(1000kW以上30000kW未満) ※4					24円	20円(5000kW以上30000kW未満)		20円	
							27円 (1000kW以上5000kW未満) ※4		27円	
	29円(200kW以上1000kW未満)								29円	
	34円(200kW未満)								34円	
バイオマス	39円 (メタン発酵ガス)								39円	
	32円(間伐材等由来の木質バイオマス)			40円(2000kW未満)		40円			40円	
				32円(2000kW以上)		32円			32円	
	24円(一般木材等バイオマス)					24円 (20,000kW以上)	21円 (20,000kW未満)	入札制移行 (10,000kW以上) 24円 (10,000kW未満)		入札は低炭素投資 促進機構が実施
	24円(バイオマス液体燃料)					24円 (20,000kW以上)	21円 (20,000kW未満)	入札制移行		パーム油を対象とした 「バイオマス液体 燃料」区分を新設
13円(建設資材廃棄物)									13円	
17円(一般廃棄物・その他のバイオマス)									17円	

※3 小型風力は、真に開発中の案件に限って経過措置を設ける。 ※4 風力・地熱・水力のリプレースについては、別途、新規認定より低い買取価格を適用。  
 ※5 一般海域利用ルール適用案件は、ルール開始に合わせて入札制移行。

# 2018年度以降のFITにおけるバイオマスの主な変更点（まとめ）

## 1. 急増する一般木材等バイオマスの取扱（2018年度から入札制に移行）

- 一般木材等バイオマス（固体：国内外の木質チップ・木質ペレット、輸入のPKS等）
  - ・対象：1万以上（バイオマス比率考慮前）
  - ・入札量：18万kW
- バイオマス液体燃料（液体：パーム油に限定）。パーム油以外を対象にするかは調達価格等算定委員会において議論し決定。）
  - ・対象：全規模
  - ・入札量：2万kW

## 2. 燃料の安定調達の確保に関する今後の対応

- 木質バイオマスの輸入材、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスについて、安定調達（量）や持続可能性（合法性）を確認。
- 既認定案件においても、施行日（2018年4月2日）より1年間の経過措置（猶予）期間を経て適用。

赤枠内新規取り扱い

	木質バイオマス		農産物の収穫に伴って生じるバイオマス	
	国内材	輸入材	固体（PKSなど）	液体（パーム油など）
安定調達（量）	○ 加工事業者等と安定調達契約書事業者へのヒアリング（林野庁）	国内商社等との安定調達契約書等だけではなく、現地燃料調達者等との安定調達契約書等を確認		
持続可能性（合法性）	○ 森林法	○ 森林認証とCoC認証（FSC認証など）	—	RSPOなどの第三者認証を求める

- バイオマス液体燃料の第三者認証については、より実効的に燃料の持続可能性を確認する観点から、認証燃料が非認証燃料と完全に分離されたかたちで輸送等されたことを証明するサプライチェーン認証まで求める。

## 3. 未稼働案件の防止に関する今後の対応

パーム油案件も対象

- 既認定案件  
= 設備発注期限 2年  
（ただし、環境アセスメント等の合理的な期間を除く。）
- 新規認定案件  
= 運転開始期限 4年  
（環境アセスメント等がある場合も含む）

## 3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制構築

⑤農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（パーム油、PKS、パームトランク）の場合には、当該計画が既存用途へ与える影響を最小限にするように努めるとともに、国内の燃料調達事業者だけに留まらず、現地燃料調達事業者等との（直接又は商社等を通じた間接の）燃料安定調達協定等を確保し、かつ、流通経路（トレーサビリティがあること）を確認すること。バイオマス液体燃料のうちパーム油については、例えばRSPOなどにより、環境・社会への影響や労働の評価、かつ非認証油と混合することなく分別管理されているかなど、持続可能性（合法性）が認証された書類の交付を受けること。

⑨①、④、⑤のうち2018年3月31日以前に認定を取得した案件については、2019年3月31日までに以下の事項を行うこと。

- ・①、④、⑤について、現地燃料調達事業者等との（直接又は商社等を通じた間接の）燃料安定調達協定等の確保
- ・⑤のパーム油について、例えばRSPOなどによる持続可能性が認証された書類の交付
- ・⑤のパーム油以外のバイオマス液体燃料についても、パーム油に準じた取り扱いとし、持続可能性を認証する書類の交付

### <説明>

- FITの認定において、**例えばRSPOであれば、P&C認証が取得されていること及びSC認証のうち非認証油と混合することなく分別管理されるアイデンティティ・プリザーブド（IP）もしくはセグリゲーション（SG）の認証を対象とする。**
- なお、パーム油及びパーム油以外のバイオマス液体燃料については、例えばRSPOのP&C認証及びSC認証のうち非認証油と混合することなく分別管理されること、と同等の認証が必要であり、それらを経済産業省に個別に相談すること。
- 調達価格等を算定するにあたってはコスト動向等の確認が必要であり、これまで調達価格等算定委員会において検討がなされたパーム油、PKS、パームトランク以外を使用する場合は、あらかじめ経済産業省に相談すること。

# FITにおけるRSPOのIP・SGの証明について

●2018年度以降のFITにおけるバイオマス取り扱いにおいて、持続可能性の観点から例えばRSPOであれば、非認証油と混合することなく分別管理されるアイデンティティ・プリザーブド(IP)もしくはセグリゲーション(SG)の認証を対象とすることとしている。

●RSPOには、他にはマスバランス(MB)といったモデルもあるため、アイデンティティ・プリザーブド(IP)もしくはセグリゲーション(SG)に該当している旨の証明方法は以下のとおり(①, ②の両方を満たす必要有)とする。

①認証書のSupply chain modelという項目での確認。

<セグリゲーション(SG)、マスバランス(MB)に該当している例>

Supply chain model

Identity Preserved (IP)  
Segregated (SG)  
Mass Balance (MB)



②アイデンティティ・プリザーブド(IP)もしくはセグリゲーション(SG)の認証油が納入されることを確認するため、認証書に加え、納品書や請求書等の伝票類のサンプルフォーマットの添付が必要。

(RSPOでは出荷先に渡す伝票類等のいずれかに、RSPO認証であることの記載の他に該当のサプライチェーンモデルを記載するように定めている。)

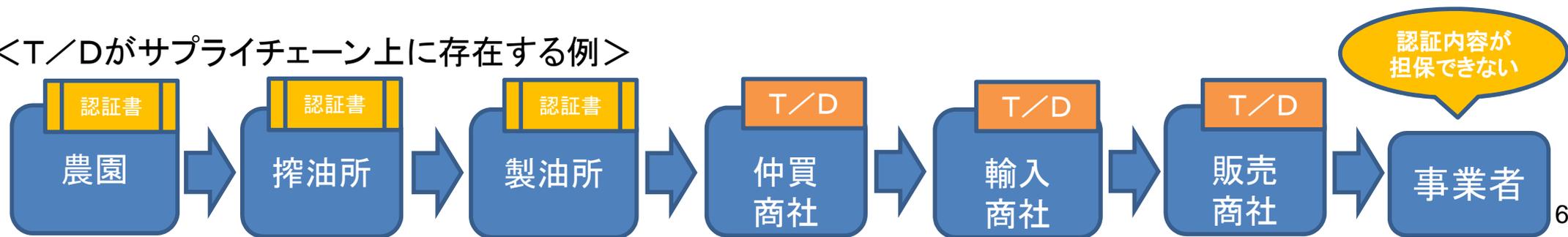
<RSPO認証の場合の納品書例>

No.	納品日	摘要	数量	単価	金額	備考
1	2018/5/10	パームステアリン RSPO-SG	2000 t	XXX	XXXXXXXX	RSPO-SCC-XXXXXX, Lot.19567XXXX
	納品日	サプライチェーンモデル IP/SG/MB	販売数量	認証番号(例) 認証機関によって形式が異なります		固有の識別番号

# FITにおけるRSPOのトレーダー、ディストリビューターの扱いについて

- 2018年度以降のFITにおけるバイオマス取り扱いにおいて、持続可能性の観点からRSPOなどの第三者認証を求めることとしたところ。
- 一方、RSPOにおいては、認証製品の所有権を持つ全ての組織が認証取得必須となるが、例外として、物理的な加工、小分けなどを行わない商社・卸業者について、RSPOに申請を出すことで、認証取得せずにRSPO認証製品の取り扱いができる仕組みがある（メンバー加入は必須）。  
(RSPOはコンシューマーグッズの生産を意図して作られているシステムであるため、サプライチェーンの最終製造の完了まで、認証を維持し、加工業者がそれぞれ認証を取得するため、加工の前後で不明瞭な点があれば審査時に発覚可能。)
  - トレーダー: 倉庫等で物理的な所有を伴わない、請求書や納品書等でのみ所有権を持つ組織。
  - ディストリビューター: 倉庫等で保管は行うが、小分けや再包装及びラベルの張り替えを行わない組織。
- しかし、FITの場合、最終が発電事業者となる。発電事業者は認証取得は必須ではないため(※)、トレーダー、ディストリビューターがサプライチェーンに存在した場合、発電事業者はFIT制度で要求しているRSPO基準に準拠しているかどうか、認証書を使って証明ができない状況となってしまう。  
※発電事業者自らが現地から購入し輸入を行うなどサプライチェーンの一部を担う場合は、発電所で使用する燃料が認証油であることが担保されないため発電事業者も認証を取得する必要がある。
- そのため、FITにおいてはRSPOのトレーダー、ディストリビューター(T/D)による扱いを認めず、サプライチェーン上の全ての組織において認証が取得されていることを求めることとしている。

<T/Dがサプライチェーン上に存在する例>



# 入札について

問い合わせ先：

一般社団法人 低炭素投資促進機構

入札管理業務部

TEL：03-6264-8133

# 入札実施のスケジュール 第1回（※要綱p.9およびp.12）

（※）入札実施要項：<https://nyusatsu.teitanso.or.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=00P7F000004xU3C>

7月6日～ <b>7月20日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の提出</li> </ul>	—
7月6日～ <b>7月27日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手数料の納付</li> </ul>	要綱 P.18
7月6日～11月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の審査（入札参加資格の審査）</li> </ul>	要綱 P.18
～11月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格の有無の通知</li> </ul>	要綱 P.19
11月15日～ <b>12月6日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1次保証金の納付</li> </ul>	要綱 P.20
11月22日～ <b>12月7日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札募集受付期間（札入れの実施期間）</li> </ul>	要綱 P.21
12月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札結果の公表</li> </ul>	要綱 P.21
12月18日～12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札者への通知</li> </ul>	要綱 P.21
12月18日～ <b>1月8日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次保証金の納付</li> </ul>	要綱 P.22
～ <b>2019年3月1日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札案件の認定申請補正期限</li> </ul>	要綱 P.23
～ <b>2019年3月29日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札案件の認定取得期限</li> </ul>	要綱 P.23

（注1）やむを得ない事情により、スケジュールは変更となることがあります

# 事業計画の作成・提出①（要綱p.13～p.16 第6章）

- 入札参加資格の審査のため、「事業計画」を低炭素投資促進機構宛に提出してください。
- あわせて、「認定申請書」を発電設備の設置場所の担当経済産業局宛に提出してください。

※「事業計画」と「認定申請書」は同一の書類です（要綱p.16）

新規認定を受ける場合	変更認定を受ける場合
<p>&lt;提出書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 連絡票</li> <li>● 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（様式第1）⇒ <u>要綱【別添2】</u></li> <li>● 関係法令手続状況報告書（入札区分対象等用）⇒<u>要綱【別添3】</u></li> <li>● 自治体に対する事業計画の相談及び説明の結果（入札対象区分等のみ）【別紙1】 バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備は不要</li> <li>● その他添付書類</li> </ul>	<p>&lt;提出書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 連絡票</li> <li>● 再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書（様式第3）⇒ <u>要綱【別添4】</u></li> <li>● 添付書類</li> </ul> <div data-bbox="1137 1018 2065 1219" style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;"> <p>既に認定を受けているバイオマス発電設備（バイオマス液体燃料を燃料として利用していないものに限る。）について、利用するバイオマス燃料としてバイオマス液体燃料を追加しようとする場合等</p> </div>

- 事業計画は、低炭素投資促進機構のHPからダウンロードして作成してください。  
（低炭素投資促進機構HP：<https://nyusatsu.teitanso.or.jp/>）

# 事業計画の作成・提出② (要綱p.16~p.17 第6章)

	事業計画 (指定入札機関あて)	認定申請 (担当経済産業局あて)
提出物	<p>(注) 全て写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定申請と同じものを「事業計画」として受け付けます</li> <li>要綱【別添5】を表紙にして提出してください</li> </ul>	<p>受付印を押印した申請書(写)が不要な場合</p> <p>(注) 全て原本</p> <p>返信用封筒を必ず同封してください。 切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を必ず記載すること。</p> <p>保存用など受付印を押印した申請書(写)が必要な場合</p> <p>(注) 全て原本</p> <p>返信用封筒を2部必ず同封してください。 切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を必ず記載すること。</p>
提出方法	原則として郵送	原則として郵送

- 事業計画および認定申請書は、**2018年7月20日(金) 17:00 必着**です。

- 事業計画および認定申請書の提出後、**ただちに低炭素投資促進機構HPより「入札申請事業者情報」の登録**を行ってください。

- 入力された「事業計画発送日」を基に到達確認を行います。
- 到達が確認できた日または翌日、受付完了メールをお送りします。
- あわせて**入札IDをお知らせします**ので、大切に保管してください。

- 各経済産業局から補正指示があった場合、事業計画を修正し、**修正後の書類は各経済産業局と低炭素投資促進機構宛郵送**してください。

GIO 指定入札機関 一般社団法人 低炭素投資促進機構 (GIO)

FIT法による入札制度

GIOからのお知らせ

2018年4月6日  
2018年度版 入札要項変更 (太陽光発電) を掲載しました。

2018年4月2日  
2018年度 FIT入札に関する説明会 (太陽光発電) を開催いたします。  
2018年4月16日 (月) 午後 東京会場  
2018年4月19日 (木) 午後 大阪会場  
参加申込みはご自由。

入札手続 (実施要項・よくある質問・説明会資料・申請書式)

2018年度太陽光  
過去の資料▼

入札結果

2017年度  
2017年度太陽光第1回

ログイン

ログインID  
パスワード  
ログイン  
パスワードを忘れたら?>

入札参加希望

入札参加申請

参加事業者向け操作マニュアル  
操作マニュアルダウンロード

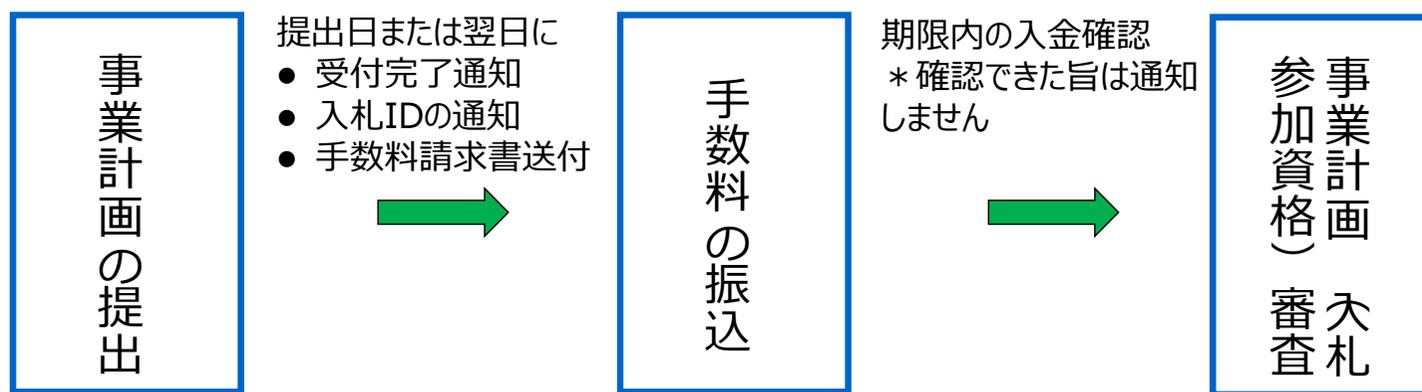
一般社団法人 低炭素投資促進機構  
入札管理事務局

〒103-0023  
東京都中央区日本橋本町四丁目11-5  
住友不動産日本橋本町ビル6階  
TEL: 03-6264-8133  
Mail: nyusatsu@teitanso.or.jp  
入札に関するお問い合わせは、こちら

入札問い合わせ先

## 手数料の払込み（要綱p.18 第6章）

- 入札参加希望者は、事業計画の提出日（＝低炭素投資促進機構に到達した日をいいます）の翌日から起算して1週間以内に、手数料を振り込んでいただく必要があります。  
※手数料の振り込みが確認できた後に、事業計画の審査（要綱p.18）を行います。
- 手数料は、1事業計画あたり、127,000円です。
- 事業計画の提出日または翌日に、低炭素投資促進機構から手数料請求書をEメールにて送付しますので、「入札ID（要綱p.17）＋依頼者名」を入力の上、お振込みをお願いします。
- 複数設備がある場合、設備ごとにお振り込みをお願いします。振込手数料は入札参加希望者の負担となりますので、ご承知おきください。



※「事業計画の提出日」は、  
発送日ではなく「到達した日」  
です

※お振込み期限は、事業計  
画提出の翌日から1週間以内  
です

# 入札参加資格の審査（要綱p.18 第6章）

- 入札参加資格に関する基準については、提出された事業計画が、FIT法の認定基準と及び下記基準（要綱p.18）に基づいて審査を行います。
  - ◆ 発電設備の設置を予定する場所が属する自治体（都道府県及び市区町村）に事業計画についての説明を行い、かつ、関係法令及び条例に基づく必要な手続について自治体に 確認及び相談を行っていること
  - ◆ 自治体からの助言又は指導があった場合には、それらを踏まえ適切に対応していること
  - ◆ 期限までに、指定入札機関に対し手数料を納付していること
- 接続の同意に関する基準については、接続契約締結までに一定の時間を要することを考慮し、入札参加要件としては求めません。

## 主な認定基準

### 1. 事業の内容が基準に適合すること

適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること

外部から見やすいように事業者名等を記載した標識を掲げるものであること（太陽光20kW未満除く）

設置に際し要した費用、運転に要する費用、発電量等に関する情報について経済産業大臣に提供するものであること

発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の設備の取扱いに関する計画が適切であること

### 2. 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること

**接続することについて電気事業者の同意を得ていること**

### 3. 設備が基準に適合すること ※ほぼ現行を踏襲

（1～3共通）関係法令（条例を含む）の規定を遵守するものであること

## <ご注意いただきたい点>

- 接続の同意は入札参加要件としては求めませんが、**認定申請の補正期限(2019年3月1日)までに接続の同意を得ていただく必要があります。**



## ■ 審査の結果

- 入札参加基準を満たしている場合には、入札に参加できる旨
- 入札参加基準を満たしていない場合には、入札に参加することができない旨を、それぞれの事業計画の提出者にEメールにて通知します。

- 入札に参加することができる場合、上記の通知とあわせて、第1次保証金の振込依頼をお送りします。

- 審査結果の通知は、事業計画の提出日（＝低炭素投資促進機構に到達した日をいいます）の翌日から起算して、4カ月以内に行います。

## <説明請求について>

- **入札に参加することができない旨の通知を受けた場合**、その理由について説明を求めることができます（説明請求）。説明請求を行う場合は、要綱【別添6】に必要事項を記入のうえ、PDFを低炭素投資促進機構までお送りください。
- 請求期限は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（5日目を最終日、最終日付のEメールまで有効）です。
- 当該請求に対する回答は、最終日から起算して5日以内にEメールにて行います。

## <入札参加資格の取消しに対する説明請求について>

- **入札に参加することができる旨の通知を受けた場合も**、通知を受けた日から入札結果の公表までの間に、入札参加資格に関する基準に適合しなくなった場合、当該通知を取り消しますのでご注意ください。
- ただし、取消し理由について説明を求めることができます。上記と同様の手順で、要綱【別添7】を用いて行ってください。

## 第1次保証金の払込み（要綱p.20 第7章）

- 適正な入札実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（第1次保証金）を納付していただきます

- 第1次保証金は、500円/kWとします。

第1次保証金 = 発電設備の出力 × バイオマス比率 × 第1次保証金単価

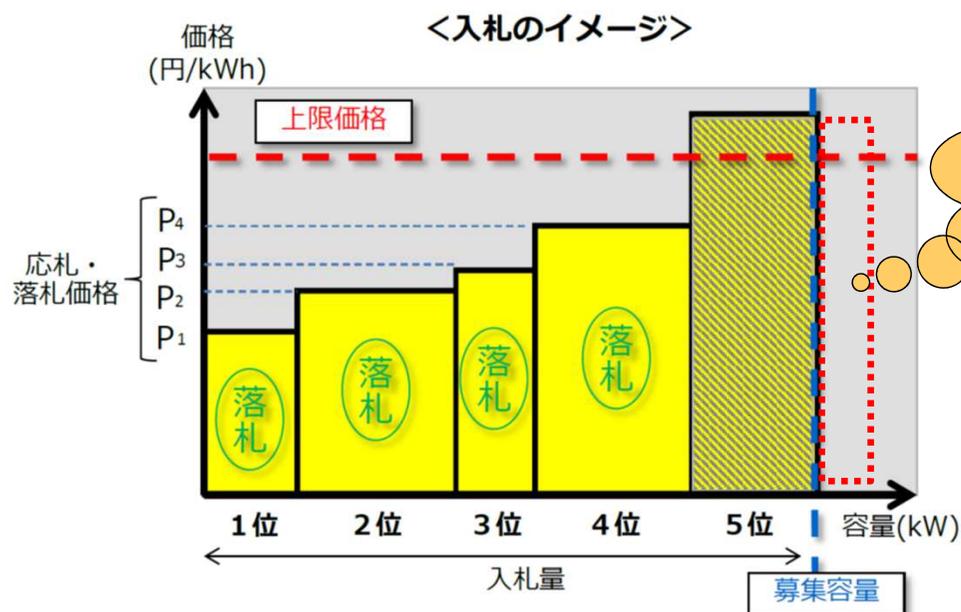
- お振込みは、入札を実施する前日（土日祝日に当たる場合はその直前の平日）までにお願ひします。
- 入札参加資格の審査結果の通知（要綱p.19）とあわせて、低炭素投資促進機構から「入札実施のご案内（第1次保証金提供依頼書を含む）」をEメールにて送付しますので、「入札ID（要綱p.17）+ 依頼者名」を入力のうち、お振込みをお願いします。
- 複数設備がある場合、設備ごとにお振り込みをお願いします。振込手数料は入札参加希望者の負担となりますので、ご承知おきください。

### <ご注意いただきたい点>

- 要綱p.26 第9章に第1次保証金の没収に関する定めがあります。本資料ではP.18をご覧ください。

## 入札の実施② ～落札者の決定方法～（要綱p.21 第7章）

- 入札募集受付の締め切り後、低炭素投資促進機構にて一斉に開札を行います。
  - 供給価格上限額（非公表）を超えない供給価格で入札した参加者のうち、低価の入札参加者から順に、募集容量180MW（一般木材等バイオマス）及び20MW（バイオマス液体燃料）に達するまで落札者を決定します。
  - 応札額を調達価格として採用します（pay as bid方式）。
- 同価格の入札をした入札参加者が2人以上存在した場合、くじで落札者を決定します。  
\* 入札システムには、3桁のくじ番号も必ず入力してください
  - 最後の落札者となった場合、募集容量を超える分の出力については落札がなかったものとして扱います。



最後の落札者の発電設備出力が、募集容量180MWまたは20MWを超えた場合、超えた分の出力については落札としない（事業計画の補正が必要）

## 落札者の決定通知～第2次保証金の払込み（要綱p.21～p.22 第7章）

- 落札者については、**12月18日（火）**に低炭素投資促進機構HP上で公表します。
- また、**公表日から3日以内**に落札者に対して落札した旨をEメールにて通知します。
- 落札者の確実な事業実施を担保するため、**落札者に対する保証金（第2次保証金）**を納付していただきます。

- 第2次保証金は、5,000円/kWとします。

第2次保証金 = 発電設備の出力 × バイオマス比率 × 第2次保証金単価

\* 第1次保証金が充当されるため、**実際にお振込いただく保証金は第2次保証金との差額**となります

- **お振込みは、12月18日（火）～1月8日（火）の間**にお願いします。
- 落札者決定通知とあわせて、低炭素投資促進機構から「第2次保証金提供依頼書」をEメールにて送付しますので、**「入札ID（要綱p.17） + 依頼者名」**を入力のうえ、お振込みをお願いします。
- 複数設備がある場合、**設備ごとにお振り込みをお願いします**。振込手数料は入札参加希望者の負担となりますので、ご承知おきください。

### <ご注意いただきたい点>

- 要綱p.27 第9章に第2次保証金の没収に関する定めがあります。本資料ではP.19をご覧ください。

# 落札案件の認定取得・運転開始①（要綱p.23~24 第8章）

## ● 落札案件の認定取得期限

- 落札者は、**2019年3月29日（金）**までに、落札案件に係る認定を受けてください。
- 担当経済産業局への認定申請の際、以下の書類を添付していなかった場合は、認定申請の補正が必要となります。
  - （1）系統接続に係る事項を記載した書類
  - （2）接続の同意を証する書類
- 担当経済産業局からの指示に基づき、認定申請の補正を行ってください。
- 認定申請の補正は、**2019年3月1日（金） \* 必着** です。
- なお、補正が不要の場合、落札後に担当経済産業局より認定通知書が送付されます。

## ● 認定取得期限までに認定取得ができなかった場合

- 認定取得期限（2019年3月29日（金））までに認定が取得できなかった場合は落札者決定が取り消されます。
- ただし、次の両方を満たすことを条件に、1回限り第2次保証金を繰越し、2019年度の入札の第1次保証金及び第2次保証金に充当することができます。
  - 落札に係る事業計画と同じ事業計画について、2019年度の初回入札に再度参加すること
  - 当初の落札価格以下の価格で入札すること